

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成17年  
9月20日  
(火曜日)

## 目次

告示	一
漁船損害等補償法第百二十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅(漁政課)	一
特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査(都市計画課)	二
特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査(二件)(港湾課)	二
建築主事の所管区域等に関する告示の一部改正(建築指導課)	四
建築計画概要書等の閲覧の場所に関する告示の一部改正(建築指導課)	四
建築計画概要書等閲覧規程の一部改正(建築指導課)	四
指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正(会計課)	四
公告	五
被災者生活再建支援法の政令で定める自然災害(消防防災課)	五
国土調査の成果の認証(地域政策課)	五
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	五
災害救助法の規定に基づく救助の実施(厚政課)	五
大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出(商政課)	五
大規模小売店舗立地法附則第五條第一項の規定による届出(商政課)	六
土地改良区役員の届出(農村整備課)	七
選管告示	七
直接請求に必要な有権者の数	七

### 山口県告示第五百四号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十三條の二第一項第一号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百二十二條第一項の規定による同意に関する告示(平成十三年山口県告示第五百九十六号)に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、平成十七年九月十七日限り消滅した。

平成十七年九月二十日

山口県知事 二井 関成

豊北町加入区

### 山口県告示第五百五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七條の十一第二項の規定により、宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線栄川大橋(仮称)橋りょう整備工事(下部工第三工区)の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年九月二十日

山口県知事 二井 関成

- 一 宇部都市計画道路一・四・二宇部湾岸線栄川大橋(仮称)橋りょう整備工事(下部工第三工区)

- (一) 工事場所 宇部市大字小串字沖ノ山から同市大字藤曲字昭和開作までの間
- (二) 工事の概要

構	造	数	量
鉄骨鉄筋コンクリート壁式橋脚			一基

### 二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で

構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。

3 出資比率が三十分以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の法第二十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査で平成十七年九月十六日までに国土交通大臣又は都道府県知事がその結果の通知(平成十六年三月一日以降に経営事項審査を受けた場合にあつては、法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値の通知)を行ったものうち直近のもの(以下「経営事項審査」という。)(土木一式工事の総合評点又は総合評定値が千二百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の経営事項審査の土木一式工事の総合評点又は総合評定値が九百以上であること。

三 入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 経営事項審査結果通知書の写し又は総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所 宇部市港町一丁目五番七号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十七年九月二十二日から同月二十七日までの午前九時から午後四時三十分ま

で

(五) 入札参加資格の審査結果の通知方法

指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年十月六日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県宇部小野田湾岸道路建設事務所(電話〇八三六一二一―三三四五)にすること。

山口県告示第五百六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の十一第二項の規定により、徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事(第四工区)の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。))及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年九月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事(第四工区)

(一) 工事場所 周南市臨海町地先

(二) 工事の概要

基	礎	工	種	延	長
					一六〇メートル

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規

- 定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
  - (二) 共同企業体の代表者の法第二十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査で平成十七年九月十六日までに国土交通大臣又は都道府県知事の結果の通知（平成十六年三月一日以降に経営事項審査を受けた場合にあつては、法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値の通知）を行ったものうち直近のもの（以下「経営事項審査」という。）の土木一式工事の総合評点又は総合評定値が千以上であること。
  - (三) 共同企業体の代表者以外の者の経営事項審査の土木一式工事の総合評点又は総合評定値が八百五十以上であること。
- 三 入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
    - 入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
    - 1 共同企業体協定書の写し
    - 2 経営事項審査結果通知書の写し又は総合評定値通知書の写し
    - 3 特定建設業の許可通知書の写し
    - 4 委任状
  - (二) 申請書等の提出方法
    - 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
  - (三) 申請書等の提出場所
    - 山口県周南港湾管理事務所 周南市築港町一三番三三号
  - (四) 申請書等の提出期間及び時間
    - 平成十七年九月二十日から同月二十七日までの午前九時から午後四時三十分まで
  - (五) 入札参加資格の審査結果の通知方法
    - 指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年十月六日までに発送する。
- 四 その他
- この審査についての問合せは、山口県周南港湾管理事務所（電話〇八三四一一一―一七八七）にすること。

### 山口県告示第五百七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の十一第二項の規定により、徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事（第五工区）の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十七年九月二十日

山口県知事 二井 関成

一 徳山下松港廃棄物埋立護岸築造工事（第五工区）

(一) 工事場所 周南市臨海町地先

(二) 工事の概要

基礎	工	種	延長
			一〇六メートル

### 二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。

3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の法第二十七条の二十三第一項に規定する経営事項審査で平成十七年九月十六日までに国土交通大臣又は都道府県知事の結果の通知（平成十六年三月一日以降に経営事項審査を受けた場合にあつては、法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値の通知）を行ったものうち直近のもの（以下「経営事項審査」という。）の土木一式工事の総合評点又は総合評定値が千以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の経営事項審査の土木一式工事の総合評点又は総合評定値が八百五十以上であること。  
三 入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等  
入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 経営事項審査結果通知書の写し又は総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法  
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所  
山口県周南港湾管理事務所 周南市築港町一三番二二二号

(四) 申請書等の提出期間及び時間  
平成十七年九月二十日から同月二十七日までの午前九時から午後四時三十分まで  
入札参加資格の審査結果の通知方法

(五) 指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十七年十月六日までに発送する。

四 その他  
この審査についての問合せは、山口県周南港湾管理事務所(電話〇八三四一―一七七八)にすること。

### 山口県告示第五百八号

建築主事の所管区域等に関する告示(平成二年山口県告示第三百五号)の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月二十日

山口県知事 二井 関 成

表中「佐波郡」及び「山口土木建築事務所  
に勤務する建築主事」を削る。  
吉敷郡

### 山口県告示第五百九号

建築計画概要書等の閲覧の場所に関する告示(平成十一年山口県告示第五百八号)の一部を次のように改正する。

平成十七年九月二十日

山口県知事 二井 関 成

「第十一条の七第四項」を「第十一条の四第三項」に改め、「及び第二項」を削る。

### 山口県告示第五百十号

建築計画概要書等閲覧規程(昭和四十六年山口県告示第五百十六号)の一部を次のように改正する。

平成十七年九月二十日

山口県知事 二井 関 成

「第十一条の七第四項」を「第十一条の四第三項」に、「同条第一項及び第二項」を「同条第一項」に改める。

第一条中「第十一条の七第一項及び第二項」を「第十一条の四第一項」に改める。

附則

この規程は、平成十七年九月二十日から施行する。

### 山口県告示第五百十一号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示(平成三年山口県告示第九百三十二号)の一部を次のように改正する。

平成十七年九月二十日

山口県知事 二井 関 成

三の(一)の4を次のように改める。

4 漁業協同組合

山口県信用漁業協同組合連合会 下関市伊崎町一丁目四番二四号

山口県漁業協同組合 下関市伊崎町一丁目四番二四号

王喜漁業協同組合 下関市大字松屋一〇九〇の四

室津漁業協同組合 下関市豊浦町大字室津下八八二  
 角島漁業協同組合 下関市豊北町大字角島二二七一の三  
 床波漁業協同組合 宇部市大字西岐波三〇四一の九  
 大畠漁業協同組合 柳井市神代四八二五の一



(五〇六) 被災者生活再建支援法の政令で定める自然災害

平成十七年の台風第十四号により同年九月六日に発生した次の区域に係る災害は、被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)第二条第二号の政令で定める自然災害に該当します。

平成十七年九月二十日

山口県知事 二井 関 成

岩国市及び玖珂郡美川町の区域

(五〇七) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第一百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成十七年九月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
柳井市	平成十五年五月十九日から平成十六年十二月二十日まで	柳井市地籍簿	大字平郡の一部
秋穂町	平成十四年六月十八日から平成十六年三月二十八日まで	秋穂町地籍簿	西及び東の各一部

二 認証年月日

平成十七年九月二十日

(五〇八) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年十一月九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十七年九月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十七年九月九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 ココロとカラダ研究会

代表者の氏名 小川 忠良

主たる事務所の所在地 大島郡周防大島町大字西屋代一四七番地

三 定款に記載された目的

子どもたち及び周防大島の未来のために、よりよいスポーツ及び文化活動を、会員ひとりひとりが考え、及び行動するとともに、会員みんなで協力し、及び創造することにより、住みたい島づくりを実現すること。

(五〇九) 災害救助法の規定に基づく救助の実施

平成十七年の台風第十四号による災害に関し、同年九月六日から次の区域に対して災害救助法(昭和二十二年法律第一百十八号)の規定に基づく救助を実施しました。

平成十七年九月二十日

山口県知事 二井 関 成

岩国市及び玖珂郡美川町の区域

(五一〇) 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十七年九月二十日から平成十八年一月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年九月二十日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・モール周南、星プラザ

所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

下松タウンセンター開発 下松市中央町二一番三号 中村 一夫

株式会社 下松商業開発株式会社 " " " " 山田 宏

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変	更	前	変	更	後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社西友	木内	政雄	渡邊	紀征		

四 届出年月日

平成十七年九月六日

五 変更年月日

平成十七年七月二十日

(五二一) 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十七年九月二十日から平成十八年一月二十日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年九月二十日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・ビッグ大内店

所在地 山口市大字大内長野五八一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市北条口四丁目四 原田 昭彦  
式会社

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

マックスバリュ西日本株式会社 午後八時 変 更 前

株式会社ブルグラス " " " " 午後九時 変 更 後

株式会社冒険王 " " " " " " " " " " " "

株式会社江崎商店 " " " " " " " " " " " "

株式会社タカラブネ " " " " " " " " " " " "

株式会社音光 " " " " " " " " " " " "

株式会社ブックス森野屋 " " " " " " " " " " " "

株式会社ジャスフオート " " " " " " " " " " " "

有限会社ハート薬局 " " " " " " " " " " " "

株式会社リョーユーパン " " " " " " " " " " " "

株式会社竹田園芸 " " " " " " " " " " " "

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

来客が駐車場を利用することができ る時間帯	午後八時三〇分 から 午後九時三〇分 まで	午後八時三〇分 から 午後九時三〇分 まで	午後八時三〇分 から 午後九時三〇分 まで	午後八時三〇分 から 午後九時三〇分 まで	午後八時三〇分 から 午後九時三〇分 まで	午後八時三〇分 から 午後九時三〇分 まで	午後八時三〇分 から 午後九時三〇分 まで	午後八時三〇分 から 午後九時三〇分 まで	午後八時三〇分 から 午後九時三〇分 まで	午後八時三〇分 から 午後九時三〇分 まで	午後八時三〇分 から 午後九時三〇分 まで	午後八時三〇分 から 午後九時三〇分 まで	午後八時三〇分 から 午後九時三〇分 まで
--------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------

四 届出年月日

平成十七年九月七日

五 変更年月日

平成十七年九月八日

(五二二) 土地改良区の役員の名及び住所の届出  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。  
 平成十七年九月二十日

一 就任した役員	土地改良区の名	理事の別	氏名	住所
山口県知事 二井 関成	小野田市高千帆土地改良区	理事	柳井 誠	山陽小野田市大字東高泊三三五
		理事	村田 幸三	〃 〃 五六二の六
		理事	藤本 省二	〃 〃 日の出四丁目一五番一五号
		理事	高木 謙治	〃 〃 大字東高泊二〇一四の三
		理事	相本 繁夫	〃 〃 掃山二丁目二七番八号
		理事	日高 秀雄	〃 〃 掃山二丁目一七番五号
		理事	中村 吉都	〃 〃 新生二丁目三番六五号
		理事	桂 忠士	〃 〃 大字千崎六七
		理事	西田 一	〃 〃 三四九の九
		理事	高橋 囃保	〃 〃 大字東高泊一三六九
		理事	石原百合三	〃 〃 大字西高泊一九四
		理事	深井 敏博	〃 〃 八〇一
		理事	吉武 満重	〃 〃 一三三六
		理事	藤本 知生	〃 〃 一四八〇
		理事	信次 清行	〃 〃 二一六五
		理事	河口 忠一	〃 〃 大字東高泊三四九
		理事	下村 祐三	〃 〃 大字千崎三〇二
		理事	藤田 清次	〃 〃 大字西高泊一九二三
二 退任した役員	土地改良区の名	理事の別	氏名	住所

小野田市高千帆土地改良区	理事	藤田 就男	山陽小野田市大字東高泊二八八
〃	理事	村田 芳郎	〃 〃 四五四の二
〃	理事	藤本 省二	〃 〃 日の出四丁目一五番一五号
〃	理事	高木 謙治	〃 〃 大字東高泊二〇一四の三
〃	理事	相本 繁夫	〃 〃 掃山二丁目二七番八号
〃	理事	日高 秀雄	〃 〃 掃山二丁目一七番五号
〃	理事	桂 忠士	〃 〃 大字千崎六七
〃	理事	長谷 富善	〃 〃 七二五
〃	理事	高橋 囃保	〃 〃 大字東高泊一三六九
〃	理事	石原百合三	〃 〃 大字西高泊一九四
〃	理事	深井 敏博	〃 〃 八〇一
〃	理事	吉武 満重	〃 〃 一三三六
〃	理事	白石 幸男	〃 〃 一四八三
〃	理事	信次 清行	〃 〃 二一六五
〃	理事	河口 忠一	〃 〃 大字東高泊三四九
〃	理事	下村 祐三	〃 〃 大字千崎三〇二
〃	理事	目 正勝	〃 〃 大字西高泊一五五



山口県選挙管理委員会告示第四百十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次の表のとおりである。

平成十七年九月二十日  
 山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

